

総務企画常任委員会及び予算等審査特別委員会（第一分科会）

平成24年12月10日（月曜日）午前10時開会

出席委員（7名）

委員 長 山本 はるひ 君	副委員 長 平山 啓子 君
委員 磯 飛 清 君	委員 植木 弘行 君
委員 室井 俊吾 君	委員 玉野 宏 君
委員 若松 東征 君	委員

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長 片桐 計 幸 君	企画情報課長 藤田 輝夫 君
秘書課長 松江 孝一郎 君	市民協働推進課長 大武 利幸 君
総務部長 成瀬 充 君	政策審議監 室井 忠雄 君
総務課長 和久 強 君	財政課長 伴内 照和 君
契約検査課長 舟岡 誠 君	課税課長 小林 一恵 君
西那須野支所長 斎藤 誠 君	総務税務課長 宮本 覚 君
総務税務課長補佐兼税務係長 辻野 岩男 君	総務係長 齋藤 保幸 君
産業観光建設課長 関谷 正徳 君	産業観光建設課長補佐兼農林課長 星 伸也 君
商工観光係長 板橋 信行 君	建設係長 鈴木 隆行 君
塩原支所長 君島 淳 君	総務福祉課長 君島 幹朗 君
総務福祉課長補佐兼総務・税務係長 君島 紀夫 君	箒根出張所長 柳崎 修造 君
産業観光建設課長 君島 秀行 君	農林係長 関谷 浩行 君
観光商工係長 白井 孝行 君	

出席議会議務局職員

書 記 人 見 栄 作 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔総務部〕

・企画部長あいさつ

〔総務課〕

・議案第98号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔財政課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔契約検査課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔課税課〕

・議案第99号 那須塩原市税条例の一部改正について

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔企画部〕

・企画部長あいさつ

〔企画情報課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔秘書課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔市民協働推進課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔西那須野支所〕

・西那須野支所長あいさつ

〔総務税務課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔産業観光建設課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔塩原支所〕

・塩原支所長あいさつ

〔総務福祉課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

〔産業観光建設課〕

・議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

山本委員長 皆さん、おはようございます。

時間が少し早いのですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

本日は12月としては思わぬ雪で、その中でわざわざお越し頂いてありがとうございます。定例会での常任委員会をこれから始めたいと思います。

さて、本定例会におきましては、この常任委員会に付託された案件は、条例案件が2件と補正予算案件が1件の計3件でございます。

なお、補正予算案件につきましては、関係所管課のところで随時、予算等審査特別委員会に切りかえての審査といたしますので、よろしく願いいたします。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいようお願い申し上げます。私のあいさつといたします。

それでは、ただいまより、総務企画常任委員会を開会いたします。

次第により順次進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

総務部の審査 午前10時00分

山本委員長 初めに、成瀬総務部長よりごあいさつを頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

成瀬総務部長 (挨拶。)

総務課の審査

山本委員長 それでは、これより総務課の審査に入ります。

議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第98号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

和久課長。

和久総務課長 (議案第98号について説明。)

山本委員長 それでは、委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 簡単なことなのですが、職員の休暇ということで新たに付け加えられたものだと思うのですが、この移植にはどのぐらいの時間あるいは日がかかるのか、簡単なのか。

また、休暇は1日なのか、あるいは時間休みみたいな形になるのか。その辺のところをご説明ください。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 その点の手術の時間というのは、私のほうでは正確なところはつかんでおりません。ただ、手術をする前にそれが合っているかどうかの検査をするそうであります。ですから、その検査なんかも休暇の対象となるということになっております。

それで、認められる期間なのですが、必要と認められる日数というふうなことでございますので、何日間というふうな期限はございません。

山本委員長 植木委員、よろしいですか。

植木委員。

植木委員 何日間ということはないということだと、検査のときに例えば1日ぐらいかかって、また移植日に1日ぐらい、2日ぐらいは通常、一般的にあるということでしょうか。

和久総務課長 通常的にはというところは私も詳しくはわかりませんが、例えば検査に1日、今、植木さんがおっしゃったように、手術に1日だけの2日、例えばそれが手術に2日かかったとすれば、計3日というふうなことになるかと思えます。山本委員長 ほかの委員は。

磯飛委員。

磯飛委員 今の関連なのですが、その人によって、あるいは体調によってかかる日数、あるいは入院している日数が異なると思うんですけども、それにはその人によっての日数が、休暇が与えられるという解釈でよろしいのでしょうか。

和久総務課長 はい、そのとおりです。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見は。

副委員長。

平山委員長 先ほどの中の臍帯血の場合には、これは対象外なのですか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 はい、そうです。

山本委員長 他の委員の皆さん、質疑、ご意見等はございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 40ページの入院等のために勤務しないことがやむを得ないと認められるときというのが、どういうふうな意味なのか分からない。

和久総務課長 それは、委員さんがおっしゃっているのは一番下のところですね。「入院等のために勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」というふうなことなので、あくまで私たち公務員ということなので、勤務することが大前提と

いうことでありますので、本当にやむを得なくてという意味合いで、このような表記になっているかと思えます。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

それでは、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第98号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算等審査特別委員会（第一分科会）へ切りかえて審査を行います。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第85号 平成24年度那須塩原市

一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。なお、お座りになったままお願いします。

和久課長。

和久総務課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 今の最後の説明がありました13ページの701事業で償還金が発生したと。内容はわかりました。これは年度がまたがったためにまたがった分の償還だという説明なのですが、その後に工事はまたがった日にちをグラウンドの除染工事というのを行ったと思うんですが、その際に償還した分の金額はどういう補てんをしたか。補てんがあった場合にどのような補てんをしたのか説明をお願いしたいと思います。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 補てんということですが、これは一般財源で対応したということになっています。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 その23年度中に、補助対象期間である年度中に工事ができなかった要因は、何だったのでしょうか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 やはり雪等のそういう気象が一番の原因だということにあります。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 4ページのメンタルヘルス研修会です。これは受講する人たちは、どういう人たちなのかということです。ちょっとアバウトでいいですけども、この丸山先生の研修会の内容ですね。どうしているのか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 まず、対象が職員ということにし

ております。現職員を対象にしたいというふうに考えております。

それで、丸山先生のお話の中身なのですが、合併してからメンタル的なところで病気休暇、あるいは休職というふうな今、休暇があります。そんなところからそういった病気にならないための注意点、あるいはストレスの発散方法、そういうふうなところ、あるいはそういうふうな職員がいた場合、職場としてどういうふうに接していったらいいのか。そういうふうなところが中心になるかと思えます。

山本委員長 ほかにございますか。

若松委員。

若松委員 先ほどのメンタルの上の701事業の防災対策推進費で説明があったのですが、これは各学校の今まである公衆電話とか、そういうものとの関連はできなかったのですか。別々なのですか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 公衆電話みたいなもの災害時の電話として優先電話で全部使えるようなお話は、私もネットの中で見たことはあるのですが、学校のほうは複数台、設置をしてくれるということで、これはかけるほうが優先なのです。普通は災害優先電話では電話番号はつけておりませんので、なので私はここにいるよということで、大体相手がいる場合にその電話が優先的につながると。普通、一般については災害時に規制されるらしいです。それで、つながりやすくなるということで、確認的なところが大きいと思えます。そんなことで複数台あった方がよいということでもあります。

山本委員長 ちょっと替わってもらってもよろしいですか。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 それでは、私は3つのことで質問を

したいのですけれども、1つは先ほどの4ページのメンタルヘルスの話なのですけれども、災害のときに被災自治体に職員を派遣した自治体に関して30万というふうにおっしゃいましたので、これはつまり被災した自治体に職員を派遣したことによって、その派遣された職員へのメンタルヘルスなのかなというふうに感じたのですが、支出のほうを聞いておきますと、そういうことに特化しないで今、現在に病んでいる人というふうの説明では聞こえたのですが、これはそれを利用して全体にということなのか、あるいは那須塩原市の中で被災地に行った方で、何かそういうことが必要な方が具体的にあったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

平山副委員長 和久課長。

和久総務課長 派遣した職員につきましては、大体が土木技師であるとか、水道関係、それから保健士、そういったものがメインだったわけなのですが、そういうふうな派遣した職員でメンタル的にどうもというふうな職員は聞いておりません。

それで、委員長がおっしゃるように、目的はその災害時のメンタルヘルスということなので、研修会については幅広くとらえてメンタルヘルス全般ということで考えておりますけれども、あとは所属に置くパンフレットについては、災害時によってメンタルヘルスというのをどういうふうにしたらいいのかというところを中心にしたパンフレットにしたいと考えています。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 それと、先ほど職員の給与の説明をしていただいたときに、退職した方がいらっしゃるという話だったのですが、それに関して何かそのメンタルヘルス的なもの、あるいは災害時に派遣されたということが要因に、あるいは遠因になって退職されたという方がいらっしゃるのかどう

かを質問したいと思います。

平山副委員長 和久課長。

和久総務課長 3人のうち1人が事務職員、1人が用務員で、1人が葛城先生、葛城先生は学校関係のということだと思んですが、あと2人については健康上の理由ということで、メンタル的な病気ではございませんでした。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 13ページの先ほどの関谷南公園の表土除去のお金のことなんですけれども、23年度に行うことができなくてお金を返還したわけですね。ということは、23年度に全部完了していれば、つまりかかったお金に関して、どれだけかかったかわからないのですが、全部頂けたということだと思うんですね。

確認なのですが、24年度にまたがってしまったその表土除去に関するお金については、もう国ではお金を出していただけないという理解でよろしいのですか。

平山副委員長 和久課長。

和久総務課長 基本的にはそういうことになりません。ただ、国ではもちろん、それは認めませんということで、返してくださいということでできておりますので、これから先に再度、交付してくれるということはないというふうになっております。

ただ、東京電力のほうには損害賠償を請求ということで、請求はしていきたいというふうに考えております。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 そうしますと、ここだけのことではないので確認しておきたいのですが、放射能に関するいろんな対策に関しては、すべてが年度年度という形で国のほうはお金を出してくださって、年度に終わらなかったものについては、すべて等価で一たん精算して返すと。

なぜそういうことを聞くかと申しますと、一般質問でもできましたけれども、今年度の大きな除染をすることに關しても、再三再四、今年度中に終わらんだということをお答えになっていました。それで、消費税をいれると30億を超えるお金でその除染を頼んでいると。それを終わるようにするんだというふうにおっしゃっていましたが、いくら終わるようにするんだといっても、きょうみたいにこういうふうにかしは雪が多いですし、終わらないということもあります。そういうときに国が出してくれる補助金なりは、年度年度だということなのかということの確認。

それから、今は東京電力にそのお金を請求するとおっしゃいましたが、現実にはなかなか出てきていないと思うんです。そうしますと、年度を超えてしまって予定をしたものでお金がかかると、全部市の一般財源からとりあえずは出しておくというような認識でいいのかどうかの確認です。

平山副委員長 和久課長。

和久総務課長 まず、繰り越した場合、補助対象とならないのかというご確認だと思います。それは、ならないという話です。ただ、繰り越しをしそうだというふうなときには、あらかじめ24年度中にできるのはここまでという整理をして、それで残った分についてはまた予算を組み直して新年度に、25年度ということになると思うんですが、そこで新たに継続の部分でありますけれども、予算組みを新たに再度国のほうに補助金申請をすれば、補助対象となる可能性もあるというふうには聞いています。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 そうしますと、先ほどの関谷南公園の除染に關しては、23年度で終わらなくて一たんかえしている。でも、きっと24年度にも何らか

のお金がかかっている。それには改めて国に補助金は申請をしているということによろしいですか。

平山副委員長 和久課長。

和久総務課長 それは、工事の見込みの段階で、そういうふうなところをおかないとまずいというふうなことで聞いております。つまり、その工事が終わる前の段階でどうなのかと、繰り越しになるのかどうか、そこら辺の見極めが非常に大切だというふうにいわれています。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 そうしますと、この23年度に行った関谷南公園の表土除去については、そういう見込みが立たなくて、それをしなかったという理解でよろしいですか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 確かに繰り越しをして、それから国のほうには協議はしたところなのですが、その段階ではもうだめですねというお話だったと思います。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 わかりました。つまり、このお金は24年度に行った分については、全部市が出すことになったということなのですね、このことについては。

それで、ここでというかあれなのですが、そうしますと今後、24年度がもう終わりますけれども、今大きな除染をやるということでお金が国から出ているものについては、前回の一般質問では24年度中に終わらせるんだという強い意志を感じましたが、それはどんなに自分たちが思ってもならない可能性があるときに、そういうことの予想を立てて、その次の年度にそれを繰り越していくというようなことをやっていくということなのか。

わからないのです。30億がその24年度に使いきれなかったときに、会社があるわけですね、そこと契約したところに対して終わらなかったからといってお金を払わないというわけにはいかないと思うんです。例えば24年度中に終わらなかったからといって、契約がどうなっているかよくわからないです。後で説明をしてもらいたいと思うのですが、そのときに除染をしてほしいというところがあって、25年度にいつてしまった。それで、お金は出さなければいけないですね。でも、その30億からきちんと国から払ってもらって出せるのかということが、どうも今ひとつ理解ができなくて、これを例にお尋ねしたのですけれども。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 ご心配な点は本当にそこにつきますのではないかと思うんですけれども、順序としますと、まずは同意をとりつけてということになりますので、例えば予定していたものが1,000とすれば500同意がとれましたと。その500同意がとれたやつが、じゃ年度内にできるかどうかというふうな話になるかと思うんです。

それで、一般家庭の除染というのは、例えば公共施設グラウンドみたいな大がかりな工事はありませんので、多分小さいところで1日、2日で終わるような工事が主な部分というふうに思います。そんなところで本当に24年度内にできるところというのは、どこら辺なのかというのをやはり早め早めに予想をつけまして、それで例えば100件というようなところが90件という見込みが立った場合において、早め早めに国の方と協議をしていくというふうなことが必要だと思っています。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 それでは、わかります。

ほかにご意見、質問のある方。

磯飛委員。

磯飛委員 今の関連なのですけれども、この関谷南公園グラウンドの除染については緊急を要し、まだまだなれていないというか、そうした部分があったとのこと、それと気象条件、雪などによる影響でおくれたと。これは終わったことなので、今後十分に役に立てていただきたいと思うんですが、今の委員長との議論の中で、早め早めという見込みを立てて国のほうと協議するというご答弁がありました。

それは期間的にいつごろまでに、あるいは何月ごろまでにめどをつけて、できるできないの協議をするというような規則というのはあるのですか。山本委員長 和久課長。

和久総務課長 別段、国のほうからそういうふうな期間で決めごとというのはございません。ただ、いずれにしても交付申請、交付決定というようなことの流れからすると、やはりそれなりの時間といただきますが、早めの対応は必要になってくるんだろうというふうには考えられます。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 しつこいようなのですけれども、南公園の場合はそういったことで、終わったことだからしょうがないといえども、これだけの公費を使っているわけですから、さらに今度は一般住宅の除染は、何十億という中での大規模な予算の中で、もしこういったできなかった場合の償還金、そして一般財源からの持ち出しとなると、結構な金額になる可能性も想定されますので、その辺は何カ月前までの調整だったならば、次年度に再申請できますよとか、償還は発生しませんよとかというその期間、期限、そういったものを明確にしておかないと、また終わってしまったからしょうがないで済まないような状況に至るような懸念もされますので、その辺は最初からできないという見込みでなく、意気込みは十分に感じるんですけれど

も、現実的にできないものを意気込みだけでやっていってしまって、こういう金額面で不足が生じる、あるいは市の財源を持ち出すというようなことにならないように、ある程度明確に確認はとっておいたほうが良いと思うのですが、その辺のお考えはどう思いますか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 本当にその件は重要だと認識しておりますけれども、そんな観点から例えばそこら辺の期限、あるいは気象条件、そういったものについて最大限融通をきかせてくれるようにということで要望をする予定にはなっております。

それで、環境省のほうも流動的なところがありまして、随時そのQ & Aみたいな形で、ここはこういうふうな考え方ですよというようなことが随時流れてきております。なので、そんなところでもありますので、こちらからもそういうふうに関わりかけをしていきたいというふうには考えております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 例えばの話ですが、こういった緊急対策で、特例というのは認められないのですか。自然災害でこういう状態が起きた場合には、そういうものを含めて国のほうでは認めていないのですか。

山本委員長 和久課長。

和久総務課長 国のほうでも全部が全部だめだとは言っておりません。協議には応じますというふうなことでありますので、もし仮にまた一般除染のほうも、こういうような天候でおくれるというときには、そういうふうな協議も積極的にしていかなければいけないというふうには思っております。

山本委員長 室井審議監、何かご意見はありますか。

室井政策審議監 見極めの時期は非常に難しいのは確かでございます。ただ、契約として3月27日までの契約に今年度についてはなっておりますので、それまでに終わる見込みがあるのかどうかをきちんと1月末、あるいは2月上旬辺りには当然、見極めなければならないと思います。

先ほど和久課長のほうから言いましたように、段取りとしてはまず同意をとれるかどうかから始まっておりますので、その同意率が非常に下がった場合は当然、設計とは違った内容になりますので、国のほうときちんとその件については事業計画変更という形で協議をした中で、国庫補助金等を確定していくというような形になるうかと思っております。

なお、それ以外の一般会計上で出たものについては、当然ながら先ほどから言っていますとおり、東電のほうへの請求ということになるうかと思っております。いずれにしましても、3月補正予算の時期にというのが現在、その除染費用として50億からの費用を持っておりますので、それが契約上は30億ちょっとという形になっておりますので、その辺の市議会に対する補正の方法等についても、当然ながら見極めた上で、3月補正等をお願いするような段取りがありますので、国庫交付金のみならず議会のほうにもきちんと説明できるような形で見極めていきたいというふうに思います。

以上です。

山本委員長 ほかの委員の皆様、質疑、ご意見等はございますか。

副委員長。

平山副委員長 先程の職員給与費の内訳書の中で、一番下の補正額がマイナス4,000万円ということで、人事異動によるということで、育児休業者18名という方のこれを出さないというのでやっているところなんですけれども、これは18名でその一人

一人の育児休業の期間がばらばらだと思んですけども、基本的には一切、休んでいる間は出さないというふうな組み方でよろしいのでしょうか。
山本委員長 和久課長。

和久総務課長 おっしゃるとおり育児休業なので出てくる時期がまちまちということなので、育児休業に入った職員については、支払いはしないということになります。それから、給料について支払いはされませんが、例えば期末手当、勤勉手当というのが12月1日と6月1日の基準日に在籍していたかどうか、そういったもの。それから、在籍期間等で計算されますので、そういったものについては、若干入っているという状況になっています。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

では、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

その他ということで何かございますでしょうか。
副委員長。

平山副委員長 先ほどの除染のことなのですが、11月の全員協議会でお示されたものなのですが、除染業務の一括発注についてなのですが、この件に関して不勉強なものではないか内情がわからないのですが、この内容をお知らせ願いたいと思います。

中の 印で、除染管理業務についてはまだ別途発注する予定であると、この辺のところも詳しくわかりましたらお聞かせ願いたいです。

山本委員長 室井審議監。

室井政策審議監 まず一括発注というスタイルでございますが、予算を立てるときにはそれぞれの公共の除染、一般住宅の除染、あるいは緊急雇用対策除染、それから、コンサル、いわゆる事前測定から事後測定、及び地主等々の交渉がコンサルになるかと思うんですが、それらを全部含めて個別に設計は組むわけでありまして、そうした場合は本会議でも部長が答弁したとおり、細かく分けば分けるほど、いわゆる成果の質にばらつきが出てしまうという中で、一括発注というスタイルをとりました。

一括発注でも公共で設計したものについてですから、公共施設86カ所という数字を皆さん聞いているかと思うのですが、そのうちの一部については別途発注という形になります。一般除染と公共施設の一部についてとコンサルについては、包括

的な一括発注になったわけですが、管理部門等については、別途発注とさせていただきます。

平山副委員長 別途発注は管理業務委託、これの別途発注はどのような解釈になっていますか。

平山副委員長 室井審議監。

室井政策審議監 それなりの技術を持ったところで管理していくような発注になっています。というのは、ある意味では私どもの補佐役という考え方で結構だと思うんですが、いわゆる竣工管理、あるいは設計の変更の内容のチェックだとか、そういうものを全部やっていくというのが管理業務であります。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 今と同じことなのですけども、30億で一括にしたという理由はわかりました。

それで、なぜこの管理の部分だけを別にしたということが正しいことだというふうに思います。ですけども、この30億の工事が8%が工事だと、あとの部分は業務委託と言ったのですね、そういうことだという説明で、普通工事に30億の8%というと2億何千万とかになると思うんですけども、その工事の場合の発注だと議会のほうの議決にも出てくるということになると思うんですけども、今回はそういうのを全面委託にしたので30億がしに関しても、議会の議決を経ずして契約が結ばれてきたと。

議会としては、法律的なものではそういうものなのかもしれないのですが、どこか私の中では納得できかねるところがありまして、それも9月のときにきちんと分けていくんだというふうにして補正予算が出ていたにもかかわらず、ほんの2カ月ほどの間にそういうふうに変ってしまったと。説明はそれぞれしたのだということかもしれないんですけども、あまりにも唐突であったので、その辺の経緯となぜこの30億を委託ということで

業者に任せてしまってよかったのかどうかということ、もう少し納得できるように説明していただきたいというふうに思います。

平山副委員長 室井審議監。

室井政策審議監 8%というのは、部長のほう为本会議で答弁したとおりでございまして、この委託にはいろんな要素が入っています。例えば埋設保管するためのフレコンバックとか、これはまさに消耗品であります。それから、同意をとるための運送料、これはまさに役務費でございます。それから、手作業ができない場合の、例えばブルドーザーが入るとか、バックホーが入るとかについては工事費であります。そのほか例えば除草をするとか、そういうものについても委託的な費用になります。それをひっくるめて今回の場合は、税抜きだと30億弱になるわけでございます。そういう契約になってございまして、性質的に全体的からいえば委託料というようなことが、公会計上の費目の設定等々がございまして、そんな基準で委託費とさせていただいたわけでございます。

よって、報告は当然するわけですが、結果的には議会の議決案件ではないという取り扱いになったかと思えます。

それで、一括にした経緯ではありますが、これ等については、実は除染センターは私どものほうではなくて、関係部局、総務だけでなく建設部、あるいは上下水道部のほうからも技師等のご協力をいただいております。その中で協議してきた結果、結果的には一括発注がベストというような選択をしたということでありまして、本会議場では市長が私が決めましたということを行ったかと思うんですが、最終的には市長の判断をいただいたという経過でございます。除染センターのみでそういうものを統括したということではありませんので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 わかりました。大変なんだと今、
思います。

それで、その辺の経緯はそういうことでわかり
ましたが、11月15日の全協のときに16日に多分入
札をするという説明があったと思うんです。その
後、11月28日でしたか、仮契約をしたといったの
ですね。何か本部会議のときにそのような説明が
あった。11月末に契約をしたという説明があった
はずで、傍聴いたしましたので。

それで、9月の補正はそれぞれ別々に工事をす
るということで補正が出ていたと思うんですけれ
ども、今回の12月の補正ではそれを1つにしたと
いうことだったのですけれども、契約をしたとき
と、補正をそれぞれのものを移したわけですね、
総務のところ一括して1つの契約にしたという
ときに、款を挟んで予算を動かすときに、補正予
算として議会の議決をする前にそういう契約をす
ることとの関係が、自分の中の理解がうまくでき
ないので説明していただけたらありがたいのです
が。私がかかっていないのかもしれないですが、
9月の補正で別々になっていたものを一緒に
にして、総務に持ってきたことを議会の議決が必
要なのではないかと思ったのですが、契約を先に
してしまって議会が始まっているのです。そのこ
ところの整合性と、法的に問題がないのかについ
てどうしても説明をしていただきたい。私の理解
が悪いんだと思いますけれども。

平山副委員長 室井審議監。

室井政策審議監 個別設計といっても4款に実は
入って入って、款項までが議決、目節になると
流用ができると。さっきつまづいた言い方だと流
用という方法をとっていますので、それでまとめ
上げた。流用でまとめ上げていると、目節の中

で。

以上です。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 ということは、全部4款の衛生費の
中で何十億も入っていたと。それをまとめて同じ
中で動かしたから、それは議会では行わなかった
ということですね。

室井政策審議監 その通りです。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 私のほうの理解の仕方が悪かったと
いうことで、申しわけなかったのですが、わかり
ました。ありがとうございます。

では、わかります。

ほかにその他ございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 私もやっとわかりました。そういう中
で話を戻してしまうようなのですが、一括発注、
一括契約の中で、工事費が8%という中で、議会
のほうに議決を仰がなくていいというのはわかり
ました。

それで、俗にいう一般的にいわれている工事、
先ほど委託して草刈りは委託だ、重機を持ってく
れば何とかだという説明がありましたが、一般的
にいわれる工事ということに該当する割合、費用、
そちらは多いと思うんですけれども、それはどれ
ぐらいの積算になっているかはじいておりますか。
山本委員長 室井審議監。

室井政策審議監 正式な区分けをするためのそう
いったパーセンテージが、どれぐらいの割合なら
ば工事になるかという基準はございません。それ
ぞれの一般的な概念に基づいてやっているという
ことでございます。

工事費の中にも先ほど言いましたような役務費
的な部分もあるだろうし、消耗品の項的なものも
当然入ってくるということになってございまして、

ほぼ市役所でやっている事業というのは、ほとんどがそういった複合経営の形での内容となると。

以上です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そういう中で今回の除染、約30億に含まれている、逆にコンサルというか、管理費というんですか、除染前の数値、除染後の数値、そういったものを管理する業務と、実際に工事にかかわる費用30億の中で、工事はいろんな役務費とかそういうに分かれてしまうので、その中で今言ったような管理費というんですか、そういったものはどのぐらいになるか押さえておりますか。

山本委員長 室井審議監。

室井政策審議監 おおむねでいいますと30億弱と20億対10億ぐらいの感じになります。おおむねで、厳密にははじいておりません。そんな感じです。

工事でいえば新たなものを建てるとか、ないものを建てるとか、あるいは建っているものを修繕するとか、そういうのが一般的に工事でありまして、今回の場合は建てることもしない、また改良するわけではないのです。改善はするのだけれども、改良するわけではないので、庭だとか、そういう意味で委託がどうなっているかということをご理解いただきたいと思います。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 大体10億と20億ということを正確ではないが数値は示されたので、何となく理解ができました。

それで、もう1点なのですが、一括契約をしてその業者、契約した相手と見積もり段階で契約したんだと思うんですが、これは今、申し込みを受け付けていて、大幅に申し込みが少なかったという場合、当初の見積もり、費用、金額等はかなり減額になった場合、この契約した会社との関連というのは、どのようになっていくのか。その辺は

あるようでしたら、ご説明をいただきたいのですけれども。

山本委員長 室井審議監。

室井政策審議監 減額になれば当然、契約変更ということで変更になります。ただ、単純に半分になったから金額が半分になるという数値ではございませんので、少なくともコンサルにいくものについてはほぼ終了する年度に、例えば半分だから半分しかやらなかったよということで、あるいは全部と、全部調査するということになりますが、費用的にはそういう費用になります。

以上です。

山本委員長 ほかにその他でございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、執行部のほうで何かその他でございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、大変長くなりましたが、その他ないようでございますので、その他の審査をこれで終了いたしたいと思います。

大変お疲れさまでございました。

ここで、執行部退席のため、またちょうど時間ですので、11時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課の審査

山本委員長 今回は、財政課関連の付託案件がご

ございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査いたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

伴内課長。

伴内財政課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

磯飛委員。

磯飛委員 1点だけ。

3ページの合併特例債、歳入の中の特例債の中で小中学校の耐震化事業の特例債使用の説明がありました。これは教育部にお聞きすべきところだと思うんですが、先ほど詳細な説明がありましたので、もしわかっていたらお知らせいただきたいのですが、耐震化計画に対しての進捗率というのがわかりますか。

山本委員長 伴内課長。

伴内財政課長 大変申しわけありません。率までは私どものほうでは……。年次計画表というものをいただいているのですが、その中で計画的に実施しておりますので、28年度を最終にということを目途に今進めておりますので、1年の間を補修しているということで27年度での絶対完成というのが見込まれているところになってはいますが、全体の進捗率まではちょっと気がつきません、すみません。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

植木委員。

植木委員 3ページの一番下に観光施設整備事業の充当費ということで、1,750万ですか、補正予算書の中にございますが、竜化の滝のような内容の工事になるのか、ご説明をいただきたい。

それから、4ページ、これも一番下、1項4目の財産管理費の一番下、管理費なのですが、予算編成実務講習会、これには例年1回、委員の説明を聞いて勉強しているんだということですが、何人ぐらい行って勉強しているのか。その辺の中身についてまでわかれば教えてください。

山本委員長 伴内課長。

伴内財政課長 まず3ページの合併特例債の関係で観光施設でございますが、昨年5月の大雨の関係で竜化の滝の一番奥の灌木材が、実は県が整備して譲り受けたものがあるわけなのですが、水量がかなり上がりまして灌木材がほとんど水でばらばらになってしまったと。そこへ渡るまでに小さな、3mから4mぐらいの橋があるわけですが、そこが本当に身長ぐらいにまで水がかぶって、網にも木が引っかかっているとか、そういうような状況があるものですから、ルートを変更してできるだけ河床から高い場所に橋を架けたいということで、そういった部分の詳細設計を現地に入って、地質の調査であるとか、そういったものを行うということで9月の段階で動きがあったものでございます。そちらについての需用に対しての特例での対応になったということでの財源が、主な内容であります。

それと、4ページの予算編成での実務講習会ですが、例年1名で参加しております。基本的には異動してきた一番若い職員を対象に行っていて、当日、例年ですと12月中に小さい計画なりが国からお示しになりまして、またいろいろな財政に関連する起債の状況であるとか、もろもろ国

の予算編成に対しての総合的な資料が示されるものですから、そちらを1日研修しながら予算編成に役立てることと合わせて、個人の資質を育てる部分もありますので、1名行っていただいているというのが現状であります。

以上です。

山本委員長 植木委員。

植木委員 一応大枠でわかりました。

ただ、この観光施設ですが、お役に立てなくなったので、財源を活用して別ルートで橋の建てかえに対応したいということなのですから、いつごろの完成予定になっているのか。

それから、財産管理費のほうの実務の勉強会につきましても、若い職員を対象としてやると。非常に財政上、重要なお仕事をされるわけですから必ず何か講習会と、これ以外のことにしても必要なものがあれば、職員の資質の向上、そういうもので研鑽していただければとちょっとお聞きしておきます。

山本委員長 伴内課長。

伴内財政課長 委員ご指摘の今後のスケジュール、見通しということですが、詳細設計等につきましても今年度の完了を予定しております。どうしてもかなり山奥に入っていくということで、モノレールのなものを設置し、資材を運びこめば相当になるのですが、本当にそういうところですので、大きな機械等が手作業で運べないということで、いわゆるボーリングで地質調査をしなければいけないとか、そういった部分がありますので、そういったプラスアルファの内容が必要になるということで、年度内の詳細設計等の完了を目標に、来年度にできる範囲で対処していきたいと。担当課からすると、塩原地区でも一番入り込み客が多い施設であるということで、できるだけ早くという要求が出ておりますので、来年度の当初予算、

25年度中ですか、そちらで詳細があがってくると思います。その中身については確認しておりませんが、25年度内の完了ということの一つの目安にしたいと思っています。

山本委員長 ほかに。

若松委員。

若松委員 その関連で、これは竜化の滝、どこにあるんですか。

山本委員長 成瀬総務課長。

成瀬総務課長 大網温泉はご存じですか。あそこをずっと坂を下りていきますと、左にずっとカーブして行って、布滝はわかりませんか。水処理センターの手前のところを上へ上がっていくと竜化の滝があるんですけれども、遊歩道は整備されています。ですから、水処理センターの手前のところに駐車場があるんですけれども、あそこにもみんなとまって、あそこから歩いて上に。

〔「上まで行けるのか」と言う人あり〕

成瀬総務課長 竜化の滝のところまでは。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今の関連なのですから、この合併特例債から1,750万充当するのですけれども、これは工事費まで含まれているのですか。それとも、調査設計費までなんですか。

山本委員長 伴内課長。

伴内財政課長 今回の予算計上についてはあくまで詳細設計の対象経費です。

山本委員長 若松委員。

若松委員 工事費を含めると、どれぐらいの予算になるのか。

山本委員長 伴内課長。

伴内財政課長 昨年、工事費も含めて要求が一度あった段階では、正直そのときに私どもが担当しているのが設計費用より工事費のほうが安いということでした。なかなかそれがちょっと理解でき

ないものですから、足場が悪い、奥まっている、先ほど言ったように、モノレール的な機械を導入しなければならない。ただ、設計後に橋りょうを架けかえたり、修繕とか、そういったものについては、通常の工事でできるような話は聞いておりますが、ただ額的には今回の要求を見てみないと何とも言えないと思います。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、その他に入ります。

委員の方で、何かその他ということでございますでしょうか。

若松委員。

若松委員 5ページのマイクロバスの冬用タイヤ交換ですが、距離数とかの観点ではなく、これは基本的に何年かたったら入れ替えなくてはだめなのか。安全性というのがあると思うんですけども。

山本委員長 伴内課長。

伴内財政課長 特に早いうちというのは年数とかを考えておりません。ただ、比較的はその対応については何かプラットフォームというようなスリープサインが出るらしいのです。どうしても安全性確保ということで、ある程度すり減ってきて雪道等での効きが落ちたというようなサインが出た場合には、やはり安全性を考慮の上、入れかえているというのが現状でございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 何故そういうことを聞いたかと言うと、たまたまうちのせがれがそういう関係にいたものですから、新しいから古いからではないみたいなのです。使わないとタイヤの摩耗度よりもそっこのほうが危ないみたいなのです。それで、聞いたのですけれども、だから、年数なのか、距離数なのかと、それを検討したほうが安全性がいいのかなと思ったものですから。

以上です。

山本委員長 ほかにその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ありがとうございます。

では、その他ないようでございますので、財政

課の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

執行部退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時31分

山本委員長 契約検査課の方がいらっしゃいましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

契約検査課の審査

山本委員長 今回は、契約検査課関連の付託案件がございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査いたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

舟岡課長。

舟岡契約検査課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、その他に入ります。

若松委員

若松委員 電子入札の件数はどれくらいありますか。

舟岡契約検査課長 年間、建設でいえば214件ぐらいが電子入札を行ってしまっていて、そのほか建設担当のコンサル、測量とか設計関係ですね、それが約64件、トータルすると278件が電子入札で行っています。これによって、かなり事務の簡素化ができています。

山本委員長 若松委員。

若松委員 電子入札ですけれども、ある程度何年か挙げてみたら厳しいものが出てきて、やるたびに結構、赤字になってしまっているところがあるというふうなお話を聞いてきたのですけれども、私はわ

からなくて、パネルで工事現場にいろいろ掲示しなければならぬのがありますね。ああいうものがいつごろから始まったのかわからないですけども、そういうものとか、付随するものがかなり出てきたようなお話を聞いてきたのですけれども、そういうものは入札の場合に国の、これは電子入札のICカードなんだと、別なんだと思いますけれども、そういうものを含めたものの総額的な電子入札をやっているのかどうか。

舟岡契約検査課長 電子入札につきましては、一応審査があった条件付き一般競争入札ということで、事前に予定価格を公表して入札をさせていただいています。それで、設計関係については県の単価表とかいろいろ使いますが、適正に算出しております。

先ほどおっしゃったものはイメージ的にわからないですけども、多分、安全関係の看板だと思います。その分につきましては、設計の段階で諸経費の中でそういった部分についても見込んでいます。特に最近は品質の確保ということで、品確法の適用によって、その辺は特に厳しくうちのほうで検査も実施しているところですが、設計単価のほうには当然含まれていますので、そういった部分では赤字は当然生まれませんと思います。

山本委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かその他ございませんでしょうか。

〔「ございません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようですので、契約検査課の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

では、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時38分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課税課の審査

山本委員長 それでは、課税課の審査に入ります。

議案第99号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第99号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小林課長。

小林課税課長 (議案第99号について説明。)

山本委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第99号 那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 議案第99号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで予算等審査特別委員会（第一分科会）へ切りかえて審査を行います。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

小林課長。

小林課税課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員

植木委員 2款2項2目の委託料について、電算処理業務の75%を委託するとのことですが、それを行う目的とどの程度の効果を見込んでいるのか。

山本委員長 小林課長。

小林課税課長 電算処理業務を委託する目的ですが、現在、確定申告に間に合わせるために職員が主に時間外にデータの入力作業を行っているのですが、作業が長時間に及ぶため、先ずは職員の時間外勤務を減らし健康の増進を図ることがあげられます。それにより試算ではありますが、

外部委託することで時間外勤務手当と比較すると概ね100万円程度の経費削減につながる見込みをしております。

山本委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、質疑、ご意見等ないので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議なしと認めます。

議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

その他ということで課税課の皆様に関心あることはございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうは何かございますか。

特にございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようですので、課税課の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

以上で、総務部の審査が終了となります。最後にその他ということで、部長、何かございますでしょうか。

成瀬総務部長 特にございません。

山本委員長 それでは、これで総務部の審査を終了いたします。

大変ありがとうございました。

ここで、休憩いたします。午後 1 時再開致します。

休憩 午前 1 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

企画部の審査 午後 1 時 0 0 分

山本委員長 初めに、片桐企画部長からごあいさつをいただきたいと思います。

片桐企画部長 (挨拶。)

企画情報課の審査

山本委員長 それでは、これより企画情報課の審査に入りたいと思います。

今回、企画情報課関連の付託案件はございませ

るので、これより予算等審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査といたします。

議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 85 号 平成 24 年度那須塩原市一般会計補正予算(第 5 号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

藤田課長。

藤田企画情報課長 (議案第 85 号について説明。)

山本委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたしたいと思っております。ございませんか。

玉野委員。

玉野委員 今回のスマートシティの慶応の西先生かな、先ほどのときも質問したのですけれども、いつごろ、だれが、どこでという形をお聞きしたいのですが、受講する人たちですね。

山本委員長 藤田課長。

藤田企画情報課長 今のところは、受講対象はこの研修会のメンバーということで予定しております。時期的なものにつきましては、1 月から 2 月にかけてこの研修会を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

山本委員長 玉野委員。

玉野委員 横浜でスマートシティ・ビジネスがこの間ありましたですね。それで、余談ですが、日経ビジネスの 2012 年 12 月 10 日号にスマートシティ・ビジネスが特集になっています。

山本委員長 藤田課長。

藤田企画情報課長 後ほど参考にために拝見させていただきます。

あと今、私のほうで言葉足らずだったのですが、研究会のメンバーを対象とした研修会、勉強会ということで予定させていただいているところでございますが、もう少し幅を広げて職員の幹部、あるいは場合によっては議員の皆様方もお声をかけさせていただいて、スマートシティとは何ぞやというようなところで共通認識を図ればというふうに考えておりますので、その際は事前にお声をかけさせていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。すみません、言葉足らずで、申しわけございません。

山本委員長 ありがとうございます。

その際にはぜひ声をかけていただきまして、一緒に勉強させていただけたらと思います。

ほかにご質疑、ご意見等がございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

何か企画情報課でその他言いたいこと、ご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうはどうですか。

部長。

片桐企画部長 定住自立圏構想ということで以前お話させていただきましたが、当初のスケジュールでは12月にお話が中心の宣言ということの予定でございましたけれども、現在まだ時間がかかるということで、所定の手続を経て来年の何月になるかあれですけれども、とりあえず12月予定の中心宣言はちょっと先に延びるというような状況でございますので、本日、情報提供ということでさせていただきます。

山本委員長 ありがとうございます。

この件について何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようでございますので、企画情報の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時07分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書課の審査

山本委員長 今回は、秘書課関連の付託案件がございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査いたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

松江課長。

松江秘書課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 1項3目広報公聴費におけるテレビ新春番組放送業務ですが、どちらのテレビ局になりますか。

松江秘書課長 栃木テレビになります。詳細につきましては、契約後ご案内させて頂きたいと思っております。

山本委員長 ほかにご質疑、ご意見等がございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民協働推進課の審査

山本委員長 今回、市民協働推進課関連の付託案件がございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査いたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

大武課長。

大武市民協働推進課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりましたので、委員の皆さんから先ほどのことに質疑、ご意見等がございましたらどうぞお願いいたします。

若松委員。

若松委員 百村と穴沢の獅子舞、これは歴史的にいつから続いているものなのか、私はわからないので。

山本委員長 大武課長。

大武市民協働推進課長 まず百村の百堂念仏舞、これは国指定の民俗文化財になっていまして、指定されたのは昭和48年で、いつごろからかという話なのですけれども、市の文化財の説明によりますと、1850年のときの墨書きの衣装箱が残っている。あるいは踊りで使用する仮面には、1746年という実際には嘉永とか延享とかという年号ですけれども、その年の字が残っていると。それが百堂念仏舞です。

それから、穴沢の獅子舞については市指定の民俗文化財、同じ国の民俗文化財に指定されていて、こちらのほうは安政2年、1855年、獅子舞を組織で奉納したという伝承がなされているということです。

以上です。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

磯飛委員。

磯飛委員 里の守の事業については、内容的には今、説明があって理解できました。これは県のほうの支出金で30万歳入になって、それを使って百村地区の事業交付金として事業を育てていくと。さらに次の計画が認められれば、県のほうに申請して100万ということなのですが、この30万については、1市30万に限定されているものなのですか。何カ所で60万とか90万とかという申請方式ではないのですか。

山本委員長 大武課長。

大武市民協働推進課長 1つの事業についてということですので、これは現実的に市でほかの地域とかというのは、まだ今のところ考えておりません。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 今回は30万で1カ所ということで、ほかの地域は考えていないということなのですが、来年度あるいは次の年度等に何カ所かそれに該当するような事業区域があった場合、事業内容があった場合は、どのように対応するのか。

山本委員長 大武課長。

大武市民協働推進課長 これは県のほうと相談になると思うんですけれども、あくまでもまだモデル事業ということなので、そんなに県のほうでも同じ市から何カ所もというのは、まだその辺の具体的な話はしていませんけれども、もしかすると難しいのかなという感触があります。

以上です。

山本委員長 副委員長。

平山副委員長 今の新規事業なのですけれども、モデル事業として百村地区が選ばれたのでしょうか、結局、百村地区はたまたまそういう芸術的に盛んというか、昔ながらのあれがあるということで、選ばれたわけとか、今後里の守何とか地区とかでできる可能性があると思うんですけれども、今回、百村地区に限定されたという一つの

基準というか、選ばれた理由はどのようなことな
んですか。

山本委員長 大武課長。

大武市民協働推進課長 実際に先ほど高齢化の進
む中山間地域と申し上げたのですけれども、具体
的に県のほうの事業の条件としては、55歳以上の
人口が半分以上の集落を含むというふうになって
います。なので、私も入っています。

実際に市内には百村地区以外にも、例えば上塩
原、中塩原なんかです。あと宇津野、高阿津、
上横林とか、あとは箭坪、西岩崎だとか、幾つか
あります。そういったところが含まれていればい
いのですけれども、そういう条件もありまして、
その中でたまたま穴沢小学校なんかで保存の活動
に力を入れているというような話もあったもので
すから、その辺を軸として地域おこしにつなげて
いければということで選定いたしました。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、ないようですので、質疑、
ご意見等を終了したいと思います。ご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、ご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきも

のとすることにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第85号については、原案のとおり可決すべ
きものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

その他ということで市民協働推進課の皆様は何
か聞きたいことはございますか。よろしいでしょ
うか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうは何かございますか。
特にございせんか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他ないようですので、
市民協働推進課の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

以上で、企画部の審査が終了となります。最後
にその他ということで、部長、何かございせんか
でしょうか。

片桐企画部長 特にございせん。

山本委員長 それでは、これで企画部の審査を終
了いたします。

大変ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時28分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を
開きます。

西那須野支所の審査

山本委員長 西那須野支所になります。

初めに、斉藤西那須野支所長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

斉藤西那須野支所長（挨拶。）

総務税務課の審査

山本委員長 それでは、今回は総務税務課関連の付託案件がございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査をいたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

宮本課長。

宮本総務税務課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 それでは、説明が終わりましたので、委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

平山副委員長 委員長。

山本委員長 5ページの西那須野支所の文書管理費の中の通信運搬費の郵便料の117万7,000円ということですが、議会の本会議でも出てお

りましたが、これは何か特別に郵送することがふえたのか、あるいは最初の骨格な予算で減らされた分をここで補正したのか、説明を願いたいと思います。

平山副委員長 課長、お願いします。

宮本総務税務課長 図書につきましては骨格前の内示といたしますかにつきましては、636万3,000円ほどの内示がございました。結果的に骨格の予算という形で、これが509万という形で昨年された分、それに補完する形で計上させていただいています。

山本委員長 ほかに質疑、ご意見等はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思いますですが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第85号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

関谷課長。

関谷産業観光建設課長（議案第85号について説明。）

山本委員長 説明が終わりました。各委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。ございませんか。

平山副委員長。

平山副委員長 18ページの道路維持管理費の街路灯維持管理費、街路灯というのは何本あるのか。後でもいいですから、教えてください。

山本委員長 関谷課長。

関谷産業観光建設課長 街路灯は412基ございます。それと、駅に東西のエレベーターが2基ございますので、その電力と部品も含めまして不足する部分でございます。

山本委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補

その他

山本委員長 それでは、その他に入ります。

その他ということで、委員の皆さんの質問はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 執行部は何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで総務全般の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時34分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光建設課の審査

山本委員長 今回、産業観光建設課関連の付託案件がございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査をいたします。

議案第85号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度

正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第85号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、その他に入ります。

その他は何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、その他はないようですので、産業観光建設課の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

以上で、西那須野支所の審査は終了となります。

最後に、その他で支所長、ございますか。

斉藤西那須野支所長 特にございません。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、これですべての審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

塩原支所の審査

山本委員長 塩原支所の皆様、ご苦労さまです。

初めに、君島塩原支所長からごあいさつをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。
君島塩原支所長（挨拶。）

市民福祉課の審査

山本委員長 大変ご苦労さまでございます。大雪の中を来ていただきまして、ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思います。

今回、市民福祉課関連の付託案件はございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査といたします。

議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島課長。

君島市民福祉課長（議案第85号について説明。）
山本委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。

植木委員。

植木委員 ほとんど理解しました。

ただ1つだけ、6ページの除雪ローダーということで7万5,000円とあるのですけれども、この除雪ローダーの賃借料、借り方というのは1回幾らとかということになるのですか、それとも1か月に幾らとか。その中の7万5,000円が不足か、

その辺の内容についてだけ簡単に教えてください。

山本委員長 君島課長。

君島市民福祉課長 今、ご質問のありました除雪ローダーの借り上げ、こちらにつきましては、予算計上は当初に2カ月分を予算計上して、どうしても予算が足りないということで、今回プラス1カ月分の不足の予算を計上したものであります。期間を決めて借り上げております。よろしくお願いたします。

山本委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 では、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 討論がないようですので、終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第85号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、その他に入ります。

何かその他でございますか。

若松委員。

若松委員 消防の関係なのですけれども、万が一の緊急時の場合の燃料の保管は、検討しているのでしょうか。例えば3・11みたいなときにかなり消防団からそういうクレームが出たものですから、そういうものは備蓄されているのかどうかお聞きしたいと思います。

山本委員長 君島課長。

君島市民福祉課長 特に消防車両、いわゆる防災関係、あと消防関係で備蓄というのは、特にありません。スタンドでそのつど燃料を購入するということで、特に庁舎では備蓄はしておりません。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、消防車を動かすため、前の市長さんにその要望を持って行ったときがあるのですけれども、各消防署で出勤というか、各消防団のほうには約20 くらいはいつも備蓄してあると聞いたものですから、それは今やっていないのですか、緊急時のあれで。

山本委員長 君島課長。

君島市民福祉課長 各消防団、塩原消防団につきましては4分団の17部、車両が18台ございますが、特に各部各車両で備蓄しているという話は聞いておりません。

山本委員長 ほかにございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 さきの本会議の一般質問の中で、岡部議員より投票所について質問がありました。それで、答弁もあって内容的には私も承知している中に、今回このような大雪が降ってきて、本当に新湯のほう、あるいは山間部のほうの方が、投票所に支所のほうまで下りてこられるのかなというの

が心配というか、懸念を持っております。そのような中で、投票所が温泉街のほうの1カ所に集約されたということで、岡部さんのほうからも質問があったと思うんですけれども、地域の人たちからの意見、あるいは要望、そういったものがあつたかどうか、再度お尋ねしたいのですけれども、その辺はどうでしょうか。

山本委員長 支所長。

君島塩原支所長 ただいまの御質問ですけれども、確かに各集会所で5つだったものが1つということで、特に交通弱者というか、お年寄りの方には乱暴ではないかという話をいただいたことがございます。

しかしながら、委員さん方もご案内のとおり、選管のほうからするとやはり安全性といいますが、そちらを念頭に置いて塩原については56年以前の建物等々で非常に損耗が激しいといいますが、耐震からするとやや疑問が起こるようなものがあると。あるいは隣接する道路が例えばもっと近接しているということで、交通関係の安全性、そういったものがございまして、全部が全部ではございませんが、そういうものを総合的に判断して1カ所にしたというふうな選管からのお話だったものですから、庁議等々でも今のように支所としていかがですかというお話があったものですから、できることならそれが2カ所、3カ所のほうが当然投票される方からすれば好ましいわけですので、しかしながら、ご存じのとおり、議会で決定をした審議事項ではなくて報告的なものでございましたので、塩原支所としましては今後の投票率等々を勘案していただいて、決定されたことに関してははなはだ異論をとえざるわけにはまいりませんが、できることなら今後、そういったものを検討していただいて、確率からすれば1カ所でないほうが望ましいのではなからうかというお話だけは

させていただいた経過がございます。

ただ、期日前の投票等々もございまして、今般はこのような降雪に見舞われたわけですが、ある程度に選挙までは時間がまだあるものですから、できる限り除雪のほうも支障のないように努めてまいりたいと思いますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 それで、聞く順番が逆になってしまったのですけれども、今回の投票所の見直して1カ所になる前、特に山間部というと語弊があるのですが、新湯とか山の上のほうは何カ所あったのですか。どこどこにあったのですか。

山本委員長 支所長。

君島塩原支所長 新湯1カ所です。旧湯本塩原で新湯地区ですけれども、これは小学校があつたのですけれども、小学校跡地に1カ所、新湯投票所というのがございました。

それで、元湯笹の平という地区があるのですが、これにつきましては以前から上塩原の投票所のほうに投票するような形になっていたものですから、俗に磯飛さんがおっしゃっている上のほうというか、湯本塩原のほうを指しているかと思うんですけれども、もとは1カ所でした。

ただ、投票所が分かれていまして上の原というのがありますが、上の原はそもそも下塩原のほうにするので、支所のほうに投票に来ておりました。上の原上の原地区と柏木平地区という2つ、エリアは同じなのですが、そこの方々は今の支所に来ていたものですから、もともとからそういったことで、今ご質問の今回変わったのは、湯本塩原地区が塩原支所のほうに統合されたということです。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 何か全然、投票環境が違うというところに公平性に欠けるというような思いはまだ抜け切れないのですけれども、今、支所長がおっしゃったように今後の投票率、投票行動を含めた投票率の推移を見ながら、今までと違ったような現象が出た場合は、意見として差し上げたいと思いますので、今のところは了解しました。

山本委員長 その他で何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部のほうで何かございますか。その他、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これでその他はないようですので、市民福祉課の審査を終了いたしたいと思います。

産業観光建設課の審査

山本委員長 続きまして、産業観光建設課関係のがありますので、このまま続けたいと思います。

今回、産業観光建設課関係の付託案件がございませんので、これより予算等審査特別委員会（第一分科会）に切りかえての審査といたします。

議案第85号の上程、説明、質

疑、討論、採決

山本委員長 それでは、議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君島課長。

君島産業観光建設課長 （議案第85号について説

明。）

山本委員長 説明が終わりました。委員の皆さんから質疑、ご意見等をお受けいたします。ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

それでは、これより採決いたします。

議案第85号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

山本委員長 異議がないものと認めます。

議案第85号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

山本委員長 それでは、次にその他に入ります。

産業観光建設課につきましては、何かその他でお聞きしたいことはございますか。

若松委員。

若松委員 先ほどの説明の予算で道路維持管理事

業の中の重機の特特殊機械の借り上げ、これは特殊機械というのはどんな機械で、どのようなあれに使うのか、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 道路維持管理事業の中の重機、特殊機械の借り上げでございますが、バックホーのミニバックホーという小さいもの、それで市道の路肩部分、また側溝の中の土砂等を主に撤去をするということで、小さいパケットのバックホーということでミニバックホーというものを予定しております。

それから、そのバックホーを移動する現場が幾通りもありますので、移動用のトラックの借り上げ料もここには含まれてセットでここに計上になっています。

山本委員長 若松委員。

若松委員 その点についてかなり補修が多いのですが、そういうのを借り上げてやらなければいけないという事業は。塩原は特殊なところだから。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 ご存じのように塩原も、平場の篝根地区と山の上の旧塩原温泉地区と申しますか、やはり山間部のほうは山を切り開いて通したような市道、道路が多いものですから、どうしても身上げののり面であるとか、崖の部分が軟弱であって、すぐに雨なんかによっても土砂が側溝等に流れ込んだりとか、それから山間部はどうしても樹木が多いものですから、落ち葉等もかなりたまるということで、委託料の中でシルバーとか業者委託の中でも定期的にやっている部分もあるんですが、やはり単発的に必要になってくるところもあるものですから、そういうところを職員が直営での作業でやるということで、春の行楽シーズンといいますが、雪が融けて終わりました、

その時期に集中的に実施をしたいということで、今回、計上したわけです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、これは特殊機械を借りて、職員が作業するということですか。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 現業職の人たちが資格、免許等を持っておりますので、その職員で直営の対応をしたいということでございます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 その職員というのは何名ぐらい特殊免許を持っているのですか。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 運転手は2名おります。ただ現在、資格を持って、そういう状況で操作できるのは1名だけです。

山本委員長 若松委員。

若松委員 303事業の中で融雪剤ということで出ているのですけれども、予算を組んで雪がかなり降る年と降らない年があると思うんですけれども、道路を見ましても積みっぱなしになっているところがありますね、冬場が終わっても。あれは繰り越して次の年度までも使えるのか、それともそのまま処分してしまうのか。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 湿気を吸いますと固くなって使用不能になるわけなのですが、ビニールで梱包してありますので、多分次の年まで使えるものもあるかとは思うんですが、万が一、路肩等に数十カ所に設置してあるわけなのですが、それが固まって使えないということでは困りますので、基本的には道路路肩等に設置してあるのは、その年に購入した新しいものを設置しております。

山本委員長 若松委員。

若松委員 例えば残ってしまった場合の処分方法

というのは、どんなふうにやっているのですか。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 使えるものはそのまま残しておいて次の年に使ったりとか、固まってしまったものは処分するようになるかと思えます。

山本委員長 若松委員。

若松委員 私はなぜかという、よくいきなり電話がかかってきて、ここまできて融雪剤を軽トラックで持ってきたのですけれども、道路課と話して。それで、朝早くまいたりなんかする時間があるんです、日陰なんかの。そうすると、残っていた場合には固くなってしまって、その処分にはいろいろ何か薬剤が入っていたので、処分方法というのはどういうふうにやっているのかと思ったので、それをお尋ねしたい。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 よくわからないのですが、多分、要は塩ですので、仮にそれが例えば用水であるとか、また地下に浸透してであるとか、そういうことがあってもそれ自体が害を引き起こすような有毒な成分とか、そういうものは入っていないと思うんです。

山本委員長 それでは、その他ございますか。

磯飛委員。

磯飛委員 ちょっと抽象的というか、状況的な答弁で結構なのですが、塩原温泉街に中塩原バイパスが開通して、その後の温泉街の町うちの中交通状況等にどのような変化が見られたか、その辺の状況的な説明、ご答弁でいいのですけれどもお願いしたいと思います

山本委員長 君島支所長。

君島塩原支所長 非常に抽象的なことになると思いますが、私の自宅の旧街といいますが、そっちのほうに居を構えているものですから、感じとして申し上げますと、非常に大型の車両というもの

は、俗にいう温泉街に関しては半分くらいになったのかなという気がしないでもございません。

というのは、非常に夜間に運行するものですから、やはり舗装路面等々が余りいい状況でないと、振動を感じるということもあったのですけれども、最近音、振動とも余り夜中にならないような状況で、そんなにはもとのようなことはないので、かなり減ってきているのかなという気がいたします。

ただ、具体的に何台くらいというのは今、磯飛委員が申し上げたように、抽象的な話になってしまいますけれども、私が住んでいるところからすると、そういうような気がしますので、あと産業観光建設課長のほうで、今度は下のほうの塩原地区のほうでもあろうかと思うので、あとはちょっと補足的に意見とかあれば。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 私も400号沿いに住んでおりまして、上塩原の今後400号に移管される通り沿い、そのエリア内に住んでいます。私は減ったというのが実感であります。

数値的なものは今、持ち合わせていないのですが、塩原温泉の入り込みの客数とかを毎年、出しているわけですが、その一つの目安といたしまして車両の通行量というものをもとにして出しております。何カ所かの土木事務所で設置しているトラックカウンターとか、もみじラインの料金所であるとか、そういうところから数値をいただいているのですが、その把握される数字で中塩原から開通の前と後の通過車両等の数字が把握できるかどうかはちょっとわかりません。その間に把握できる何か設備等があれば、それで数字は出てくるかと思うんですが、今後また土木事務所のほうにもそこら辺の数字の把握等は当然、確認していきたいとは思いますが、現時点としては今、

数字等は持ち合わせていないということです。やはり実感の域を出ないというところでございます。山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 そうすると、まだバイパスができたにもかかわらず、温泉街をトラックが通行しているという実態もあり得るわけですね。あんな狭いところを、やはり温泉街のほうが時間的には短縮されるんですかね。

山本委員長 君島課長。

君島産業観光建設課長 時間的なものはよくわかりませんが、温泉街を通るほうが結局、上塩原と申しますか、奥のほうからずっと下りで行くわけです。バイパスのほうは4回か5回ぐらい上り、下りがある。平坦だったり、緩やかな下りが続くとか、そういうものではないので、憶測ですけれども燃料代がその分浮くというようなこともあるのかなというところはあります。

ただ、非常に温泉街は道路も狭くて、道路に電柱も立っているようなところもございまして非常に危険になっているような状況ではあるのですが、それを避けて、あえてと申しますか、バイパスのほうを利用してくれる車両の運転手の方も多いかとは思われます。まだ、やはり通行している車両があります。

山本委員長 磯飛委員。

磯飛委員 なぜこんな質問をしたかということ、あれだけ年数をかけて費用をかけてバイパスという道路をつくって、温泉街の町内の交通安全、さらには観光客が温泉街を闊歩して歩く、そういったかつてのにぎわいの一助になればというようなことも含めて、バイパスを計画されて開通したと思います。

そういう中で今、状況を聞いてまだ通っているということで、ちょっと残念には思うのですが、いろんな事業を計画して温泉街のにぎわい

というものを産業観光課あるいは地元の観光協会、あるいは旅館組合等、警察等々、県も巻き込んで交通規制とか、大型車は通行しないようにとか、そういった規制を同時にできれば導入して、温泉街を観光のためにもう一度見直すというような施策も今後考えていただければと思っております、このような質問をした次第でありますので、その辺の状況というものはさらに費用、あるいは人件費、あるいは人手がかかるかとは思いますが、交通状況の把握も参考に必要かと思っております、その辺も踏まえてご検討いただければと要望したいと思います。

以上です。

山本委員長 ほかにその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 執行部でございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで産業観光建設課の審査を終了いたします。

以上で、塩原支所の審査は終了となります。

最後に支所長、何かございますか。

君島塩原支所長 ございません。

山本委員長 ありがとうございます。

それでは、これでないようですので、塩原支所の審査をすべて終了といたします。

大変お疲れさまでございました。

最後に、皆様にはこれで退席していただきたいと思いますが、委員の皆様にはまだ残っていただきたいと思っております。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

山本委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その他

山本委員長 続いて4、その他に入ります。

事務局から連絡がありますので、よろしく願いいたします。

(事務局説明)

山本委員長 質問はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

山本委員長 それでは、これで本定例会の委員会による議事日程は、すべて終了いたしました。

本委員会の審査報告書につきましては、私が作成し議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

閉会の宣告

山本委員長 これをもちまして委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時25分